

(介護予防) 短期入所生活介護運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人真盛園が実施する指定(介護予防)短期入所生活介護事業(以下「事業」という。)は介護者が、疾病、出産、冠婚葬祭、その他社会的理由又は、介護疲れ等の理由により、家庭において介護できない場合に短期的に利用者を入所させ、事業者の生活相談員、介護職員、看護職員等が、適切なサービスを提供し、利用者の心身の健康と、利用者家族の介護の軽減等をはかることを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 指定短期入所生活介護サービスの提供にあたり、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供にあたり、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持向上を目指す。
 - 3 本事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し市町村その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 4 大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年3月22日大津市条例第15号)並びに大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年3月22日大津市条例第16号)に定める内容を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 ショートステイ真盛園
- (2) 所在地 滋賀県大津市坂本五丁目13番1号

(職員の種類、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名(併設の介護老人福祉施設を兼務)

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、業務従事者に、この規定を遵守させるために必要な、指揮命令を行う。

- (2) 医師 1名以上（併設の介護老人福祉施設を兼務）
医師は、利用者の健康管理および療養上の指揮に従事する。
- (3) 生活相談員 2名以上（併設の介護老人福祉施設を兼務）
生活相談員は、事業所に対する（介護予防）短期入所生活介護の利用申し込みに係る調整、利用者の生活相談、（介護予防）短期入所生活介護計画に基づいたサービスの実施のために必要な、連絡調整に従事する。
- (4) 看護職員 3名以上（併設の介護老人福祉施設を兼務）
看護職員は、利用者の看護、健康管理等に従事する。
- (5) 介護職員 42名以上（併設の介護老人福祉施設を兼務）
介護職員は、利用者の介護等に従事する。
- (6) 機能訓練指導員 1名以上（看護職員兼務）
（介護予防）短期入所生活介護計画に基づき主として日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- (7) 栄養士 1名以上（併設の介護老人福祉施設を兼務）
栄養士は、利用者の食事の献立作成及び給食業務に従事する。
- (8) 調理員 6名以上（併設の介護老人福祉施設を兼務）
調理員は、給食業務等の業務に従事する。
- (9) その他補助職員
利用者の状況に応じて配置し、本所職員の業務を補助する。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 年間を通じて休業日を設けない。
- (2) 営業時間 24時間体制とする。ただし、利用者の受け入れ時間はAM10:00～PM5:30までとする。
（家族が送迎する場合は、この限りでない。）

（利用者の定員人員）

第6条 事業所の利用定員は、10人とする。

（利用料等）

第7条 事業所は法定代理受領サービスに該当する指定居宅サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、厚生労働大臣が定める基準により算定した居宅介護サービス費用基準額から事業者を支払われる居宅サービス費を控除した額の支払いを受ける。法定代理受領サービスで無いときは、その全額を利用者が負担するものとする。

2 前項のほか、利用者より次の費用の支払いを受けることとする。

- (1) 送迎に関する費用（通常の実施地域を越える場合の送迎費用）

通常の実施地域以外に居住する利用者に対して行う、送迎に関する費用は、実施地域を越えた地点から自宅の距離が10kmごとに別途料金500円とする。

(2) 居住に要する費用(居住費・・1日915円)

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方は、記載された居住費の金額(1日あたり)のご負担とする。

(3) 設備以外の電気機器類(テレビ・ラジオ・オーディオ機器・パソコン等)の
持込み料 1日 51円

(4) 食材料費(朝食300円、昼食650円、夕食650円)

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方は、記載された食費の金額(1日あたり)のご負担とする。

(5) 理美容代(男性2350円、女性2350円)

(6) 短期入所生活介護の提供において、通常必要となるものに係る費用で、利用者に負担を求めることが適当と認められる場合。

(7) 複写物サービス(複写・FAX・コピーの実費) 一枚につき10円

3 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者その家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、真野・堅田・仰木・仰木の里・仰木の里東・雄琴・日吉台・坂本・下阪本、唐崎・滋賀・山中比叡平・長等学区とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は本事業所の利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を本事業所の従事者に連絡し、心身の状況に応じた利用に心がける。

2 利用中に、医療等の必要が生じた時は、家族に連絡し対応を協議する。ただし、緊急の時は、連絡が後になることもある。また、その後の対応は家族で行う。

(利用の中止・変更・追加)

第10条 利用予定日の前に、利用者の都合によりサービスの利用を中止または変更もしくは追加する事ができる。この場合、利用前日までに事業者申し出るものとする。

2 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、次の通り取り消し料を徴収する。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではない。

前日までに申し出があった場合	無料
前日までに申し出がなかった場合	予定食料費として1,500円

(緊急時における対処方法)

- 第11条 本事業所に勤務する従事者は、事業実施中における利用者の心身の急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡する等の措置を講じると共に、管理者に報告しなければならない。
- 2 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第12条 事業者は、非常災害等に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 2 事業者は、非常災害等の発生の際に他の社会福祉施設との連携・協力を図り、相互にその事業を継続することができるよう努めなければならない。

(苦情処理)

- 第13条 管理者は、提供した事業に係る利用者からの苦情について迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容を考慮して必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

- 第14条 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には速やかに利用者家族、関係市町村、居宅介護支援事業所等に連絡を行なうと共に必要な措置を行う。

(身体拘束)

- 第15条 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しない。
- 2 事業者が利用者に対して隔離、身体拘束、薬剤投与、その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、利用者に対して事前に行動制限の理由、内容、見込まれる期間について説明する。また、事業者は、事前又は事後速やかに、利用者の家族または、利用者の後見人（利用者に後見人がなく、かつ身寄りがない場合には身元引受人に対し、利用者に対する行動制限の理由、内容、見込まれる期間について説明するものとする。

(事業所運営の指針)

- 第16条 事業所を運営する法人の役員、施設長及び職員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項においても同じ。）であってはならない。
- 2 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(利用者の人権の擁護、虐待防止)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(衛生管理)

第18条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品および医療器具の管理を適正に行う。

2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は感染症や非常災害の発生時においてサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第20条 事業所は、全ての短期入所生活介護職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員等

の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者は従業者でなくなった後においても利用者又はその家族の秘密を守るべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は本法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

(第 2 条及び第 12 条を改正し、第 16 条(事業所運営の指針)と第 17 条(利用者の人権の擁護、虐待防止)を追加)

(附則)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(第 7 条の居住費・食費及び第 10 条第 2 項の取り消し料の改定)

(附則)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(第 7 条第 2 項(2)の改定)

(附則)

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

(第 7 条第 2 項(2)の居住費を改定し、(3)電気機器類持ち込み料を追加)

(附則)

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(第 7 条第 2 項(2)の居住費、(4)の食材料費、(5)の理美容代及び第 10 条第 2 項の取り消し料の改定)

(附則)

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

(第 7 条第 2 項(4)の食材料費の改定)

(附則)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(第 7 条第 2 項(4)の食材料費の改定)

(附則)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(第 17 条変更、第 18 条新設、第 19 条新設、第 20 条変更・新設)

(附則)

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

(第 7 条第 2 項(2)の居住費の改定)